

公私協働による福祉課題の解決に向けて —平成30年度社会福祉制度・施策に関する提言—

本県の福祉関係者が一体となって、目指すべき「福祉社会」を共に考え実現していくために、本会では平成23年度より政策提言活動を行っています。今年度も、公私の福祉関係者の協働による課題解決、地域福祉の推進を進めるため、社会福祉法人・施設、民生委員児童委員、市町村社協、関係機関・団体などの声を分野や種別を超えて共有し、広く発信できるよう「社会福祉制度・施策に関する提言」(以下、提言集)にまとめましたので、その概要を紹介します。

政策提言活動が目指すもの

本会の政策提言活動は、行政への予算要望等を目的としたものではなく、福祉関係者間による分野横断的な課題の共有を図り、関係者自らが汗をかき、腰を据えて課題に対してどのように向き合っていくべきかを継続的に考えることを重視して取り組んでいます。

制度・施策の整備が福祉ニーズに対してできる限り後追いのにならないよう、最前線に立つ福祉関係者が先回りして課題を発信することも、この活動を続ける目的の一つです。その上で、公私の関係者が協働しながら制度の充実、既存の仕組みの活用等を考えていくことを目指しています。

今年度も福祉現場の課題等を把握するため、「社会福祉制度・施策に関する課題把握調査」(以下、課題把握調査)ならびに部会・協議会、連絡会代表者等へのヒアリングや意見交換等を実施。分野・種別を超えた共通テーマとして「質の高い福祉サービスの実現に向けた提供基盤としての担い手の確保・育成・定着」「地域生活移行支援、支え合いの地域づくりの推進」の2つを昨年から継続して設定し、次のとおり行いました。

平成30年度課題把握調査の概要

- 調査期間 平成30年1月17日～3月30日
 - 調査対象 本会各部会・種別協議会、第2種正会員連絡会構成団体、第3種正会員連絡会構成団体、政策提言委員会委員、本会各部所
 - 調査項目
 - 1 社会福祉制度・施策等への提言
 - 2 提言の具体的な内容
 - 3 (人材確保・育成・定着)福祉サービスの質の向上を図るうえで、人材育成において大切にしていることや、福祉従事者に必要と考える資質(支え合いの地域づくり)福祉サービス利用者等の尊厳を守る支援に向けてどのような取り組みをしているか、どのような考えを持っているか
 - 4 課題に対する各部会・協議会・団体、構成員等による取り組み
- ※2つの共通テーマと「自由記述」を加えた3つの調査票で実施

共通テーマに関する提言

①質の高い福祉サービスの実現に向けた提供基盤としての担い手の確保・育成・定着

人材確保は、今後の人口動態等の変化や人口の減少から、新卒者等の若年層の確保だけでなく、新たに参

入してくる多様な求職者の獲得に向けた対応を図る必要があります。また、確保だけではなく育成や定着に向けた取り組みも重要で、これらの取り組みが結果として確保にもつながっていくと考えられます。

これらの状況・背景を踏まえて、次のとおり提言します。

<提言>

福祉サービスは人が人に行う対人援助サービスであることに鑑み、人材がすべての福祉サービスの提供基盤であることを再確認し、確保・育成・定着に向けて公私協働で取り組みを進める。

今後は人口の減少が見込まれ、さまざまな分野で人材の“奪い合い”が起き、人材確保がますます大きな課題となっていくと思われる。そのような中で、福祉・介護・保育などの各分野の人材をどのように確保し、サービスの質を確保・向上させていくかについて、多角的な視点での課題意識を持ち、取り組む。

▼人材の確保に向けて

次の世代の担い手となる小・中学生に向けて、福祉の仕事の理解が進むよう学校等と連携して取り組むほか、福祉サービス提供現場のイメー

ジアップを図ることを目的とした取り組みを引き続き公私協働により実施します。

社会福祉施設や事業所においては、EPA（経済連携協定）を適切に活用して福祉人材を確保したり、未経験者等については自ら養成したりするなど、多様なキャリアの方たちに向けて工夫しながら取り組みを行います。また、福祉・介護等の内容に興味はあるものの、就職までは考えていないという層に対して、入門的な研修を実施するほか、多様なやりがいを創出するなど受け入れに向けた対応を進めます。

なお、各分野の社会福祉施設等で従事する専門職だけではなく、民生委員児童委員など、地域で活躍する方たちの確保にも同様のことが言えます。

▼人材の育成・定着に向けて

社会福祉事業の経営者は、福祉的なニーズを抱える利用者の「安心して過ごしたい」との思いに寄り添い、従事者がそれに応える役割と責任を果たせるよう、資格取得支援や研修参加の促進、キャリアパスを構築する等、従事者のやりがいを支える体制整備を図ります。更に、自らの施設・事業所の実践を振り返る機会を設け、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

また、福祉サービスは人権意識や

権利擁護の意識が基盤となっていることから、従事者は自己研鑽に努めます。

②地域生活移行支援、支え合いの地域づくりの推進

地域には、障害や高齢等の理由により生きづらさや生活のしづらさを抱える人が生活しており、そこには多様で複雑な課題が潜在しています。例えば、高齢の親と同居している障害者の親亡き後の見守りや介護の問題、高齢になった障害者への医療面を含めたサポート、地域での暮らしを望む人の住まいの確保などの生活課題が挙げられます。

地域で安全・安心した生活を営むには、専門的な知識・技術に基づく専門職の支援だけではなく、近隣住民、関係性のある知人などとの関わりも期待されます。福祉従事者には、利用者の尊厳を守る役割を担い、当事者の自己決定を尊重した支援を心掛けることが求められます。多様な複雑な課題に対して、地域社会や住民による理解のもと、利用者がその人らしく安心して、社会参加しながら生活できるよう、さまざまな役割の社会資源と連携しながら支援することも必要です。

地域社会は、社会的弱者を包容する面と排除する面の両面を併せ持っています。さらに、制度・施策に基づく支援は種別ごとの縦割りの対応

になりがちであるため、各圏域での支援体制の充実が求められます。以上のような状況・背景を踏まえ、次のとおり提言するとともに、行政に対して要望します。

は「人材」です。

課題把握調査やヒアリングを通して再認識したこと

福祉サービスを成立させているのは「人材」です。

<提言>

近隣住民や地域社会に向けて、「ともに生きる社会」の考え方や助け合いの心、また、「生きづらさ」等の理由になっている福祉的な課題等への誤解や偏見や差別が無くなるよう、幼少期からの福祉教育や幅広い市民に対しての普及啓発や障害あるいは障害者の理解促進について、社会福祉関係者は公私協働で取り組む。

福祉従事者は、利用者の想いに寄り添い、「理解」「共感」のもと支援につなげる。その際、生育環境や家庭環境、家族の意思等にも留意して、各種制度を運用・活用しながら取り組む。

民生委員児童委員やNPO等の地域の社会資源と社会福祉施設等との間で、社会福祉関係者はそれぞれの役割理解のもとネットワークにより利用者の支援に取り組む。また、ネットワークの形成が、各圏域において進むように取り組む。

<行政への要望>

医療的ケアを必要とする当事者等に対して、地域の中に、緊急医療体制や専門医療機関、相談窓口及び障害特性に応じた診療体制が充実するよう、医療専門機関と一緒に整備を図ることを要望する。

住まいの場は利用者本人の自立を目指す基盤であり、当事者・家族の高齢化に伴う居住環境の整備は特に大事な取り組みとなっている。特に、当事者・利用者の住まいの場の一つであるグループホームの整備を図ることを要望する。また、地域活動支援センターや社会就労センター等の「働く場」においては、利用者の生きがいややりがいを支える場であり、加えて居場所や拠り所にもなっていることに考慮して整備を図ることを要望する。

なお、行政の制度施策において、「地域の実情に応じて」とすることが増えているが、人の暮らしに関し地域間での格差を生じる恐れもあることから、成年後見制度の利用促進、当事者本人の情報を得る・知る権利の保障等について、広域行政の立場からも積極的に取り組みを進めることを要望する。

今年度の課題把握調査の共通テーマ「質の高い福祉サービスの実現に向けた提供基盤としての担い手の確保・育成・定着」「地域生活移行支援、支え合いの地域づくりの推進」では、それぞれに特有の課題はあるものの、共通するキーワードは人材の確保・育成・定着と言えます。

人材の確保には、現場の実践を知ってもらい、その魅力を感じてもらうことが大切です。「魅力」には、従事者の専門性がいかに大切で評価されているのかももちろんのこと、従事者の働きやすさややりがいを支える施設・事業所になつていくか等、さまざまな視点が考えられますが、先の仕事の意義ややりがいを数多くの人に知ってもらい、そこに共感していただくことが大切です。

支え合いの地域づくりの推進においても、民生委員児童委員や市民活動の取り組み、社会福祉法人の公益的な取り組み等を市民が目にして初めて、理解につながり、共感が発生します。その理解と共感の機会を地域の中に拡げていく取り組みが何より大切であり、そのためには、まず関係者やその所属している機関・団体それぞれが福祉における役割を發揮し、市民の目にとまるようにすることが重要であると考えられます。

福祉に関する実践を地域の人々に知らせる・伝える取り組みが、本県

における助け合いやともに生きる社会に向けての機運につながり、その機運の高まりが結果として福祉人材の確保においても好影響を及ぼすと考えられます。

日頃から福祉の仕事の魅力を地道に発信していかなければ、人は必要な時に急には集まりません。福祉関係者は、実践の可視化や仕事のやりがいの言語化に自ら取り組み、公私協働で理解と共感を広める取り組みを進めていくことが重要です。

本県では、2年前の7月、障害者支援施設で19人が亡くなり27人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生したことを受け、県において共生社会の実現に向けて県民全体で取り組む「ともに生きる社会かながわ憲章」が制定されました。

本県においては、この憲章にもうたわれている「誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会」づくりを目指しているところであり、本提言がともに生きる社会の実現に向けて、福祉関係者の活動の発展と公私協働の促進、県民の福祉の向上への一助となることを願うものです。

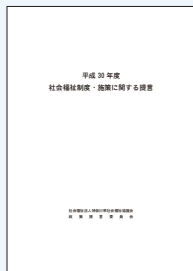
本提言を記した提言集は、国や県へ手交するほか、関係者などに配布します。提言や福祉関係者の分野横

断的な課題の共有を図る機会として「地域福祉推進のための課題共有シンポジウム」も毎年開催し、社会福祉法人・施設、市町村社協、地域包括支援センター、福祉分野の機関・団体、NPO、民生委員児童委員、学生、行政関係者など多様な立場の方々に参加いただいておりますが、今年度も開催を予定しております。

政策提言活動では、今後も福祉現場が直面する共通課題を明らかにするとともに、福祉関係者が各分野を超えて課題を共有し、課題解決に向けて連携・協働していくことや、福祉分野以外の関係者や県民の理解促進につながるよう取り組んでいきます。

政策提言活動の取り組み状況については、本ホームページをご参照ください。提言集のダウンロードができるほか、現在調整中の課題共有シンポジウムのご案内についても、秋頃を目途にご案内を掲載する予定です。

http://www.knsyk.jp/s/global_syakyou/seisakuteigen.html



(企画調整・情報提供担当)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により皆様の安心と安全を提供致します。防犯カメラや新型【AED】も取扱っております。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 **岡本 誠 一 郎**

本 社 〒221-0045 横浜市神奈川区神奈川2-8-8 第一川島ビル
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1528

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理 事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)

代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作

きかん印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700代 FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1598
<http://www.kki.co.jp/>